

## 新型インフルエンザに関する対応について (9)

医療機関受診者の急増による医療体制確保のため、インフルエンザに感染した生徒の再登校の際、医師による治癒証明書（登校許可証）は原則必要としない旨関係省庁から通達がありました。

本校では9月18日付で、「感染症による出席停止の罹患証明書変更について」と題したお知らせの中で、登校許可書を新設いたしました。今後は別記「インフルエンザによる欠席届」を保護者が記入・捺印のうえ、組主任に提出くださいますようお願いいたします。今年度のみの暫定的措置といたしますが、インフルエンザ以外の学校感染症に対しては今まで通りの医師による登校許可書が必要となります。

R.I.Fを間近に控えた時期で準備等の役割分担もありますが、今まで以上に健康観察や感染防止にご注意いただき、体調悪い場合は決して無理して登校することがないように、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### ● 発症後から治癒まで

- ・ インフルエンザに発症した翌日から7日間
- ・ 完全な解熱後2日間（薬による解熱ではないこと）

が経過するまでは、他人への感染を防止するため、外出や登校はもちろんその他の社会的な活動を控えるようお願いいたします。

#### ● 健康観察のお願い

毎朝登校前の検温及び健康観察を行い、「37.5℃以上で咳・鼻水・のどの痛み・悪寒等の症状がある場合」は登校を見合わせ、病院等の受診をする。この場合、病院等の領収書などで受診が確認できる場合は欠席扱いとはしません。また同様の基準で学校が早退をさせた場合も、インフルエンザ疑いとして欠席扱いとはしません。

#### ● 自宅での療養（患者とその同居者が気を付けること）

##### <患者の場合>

- ・ 咳エチケットを守りましょう
- ・ 手をこまめに洗いましょう
- ・ 処方された薬は、指示通り最後まで飲みましょう
- ・ 水分補給と十分な睡眠を心がけましょう

##### <患者の同居者の場合>

- ・ 看護をしたあとは、手をこまめに洗いましょう
- ・ 可能ならば患者と別の部屋で過ごしましょう
- ・ 患者に接するときはなるべくマスクを着用しましょう

